

規制対象事項チェックリスト

102 木材加工用機械

1. 木材加工用丸のこ盤には、横切用その他反発による危険のおそれのないものを除き、反ばつ予防装置および歯の接触予防装置を設けている。
2. 木材加工用丸のこ盤は、厚生労働大臣の定めた構造規格を有している。
3. 木材加工用丸のこ盤には、歯およびのこ車に覆いを設けている。また送りローラーには接触予防装置または覆いを設けている。
4. 木材加工用帯のこ盤の中には、材料供給のためスパイクつき送りローラーまたはのこ歯形送りローラーを用いているものがあるが、加工材の送り側を除いて、接触予防装置または覆いを設けている。
5. 手押しかんな盤には歯の接触予防装置を設けている。
6. 面取り盤には刃の接触予防装置を設けている。
7. 自動送材車式帯のこ盤の危険区域は立入り禁止にし、その旨を見やすい箇所に表示している。
8. 運転中の機械に必要なが生じた場合には、運転を停止するための、スイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力遮断装置を設けている（連続した一連の機械で、共通の動力遮断装置があり、かつ、行程の途中で人力による原材料の送給、取り出し等を行う必要がないものを除く）。
9. 機械の運転を開始する際に、総合運転方式にあっては原動機にスイッチを入れる場合、また連続した一団の機械にあっては原動機に共通のスイッチを入れる場合、一定の合図のもとに行っている。
10. 木材加工用機械による防災防止のため作業主任者を選任している。